

生駒市訓令甲第1号

生駒市住民基本台帳ネットワークシステム運用管理規程及び生駒市事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年3月7日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市住民基本台帳ネットワークシステム運用管理規程及び生駒市事務専決規程の一部を改正する訓令

(生駒市住民基本台帳ネットワークシステム運用管理規程の一部改正)

第1条 生駒市住民基本台帳ネットワークシステム運用管理規程(平成14年8月生駒市訓令甲第9号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「及び生駒市個人情報保護条例(平成10年3月生駒市条例第1号)」を削る。

(生駒市事務専決規程の一部改正)

第2条 生駒市事務専決規程(平成24年3月生駒市訓令甲第2号)の一部を次のように改正する。

第25条第11号中「個人情報取扱事務」を「個人情報取扱事務登録簿」に改める。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。